

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
農林水産省食料産業局長

飲食店における感染防止対策の徹底について

飲食店における感染防止対策の遵守徹底を図るため、3月18日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、三(3)8)⑤において「政府は、関係団体や地方公共団体に対して、飲食店に係る業種別ガイドラインの遵守徹底のための見回り調査、遵守状況に関する情報の表示や認定制度の普及を促す」とされています。これを踏まえ、都道府県による飲食店における感染症対策の見回り調査を行うための体制を構築いただく、又は、既に見回り調査が行われている都道府県におかれては、その継続、必要に応じて強化いただくようお願いします。

また、多くの都道府県において、感染症対策の遵守状況に係る認定制度を構築いただいているところですが、上記見回り調査と連携する等により認定制度に係る取組の強化、推進等を行っていただきますようお願いします。

あわせて、各都道府県における見回り調査の実態及び認定制度の運用状況を定期的に把握するため、以下の調査についてお取り計らいいただくようお願いします。なお、調査の結果については、制度の周知等の観点から公表を予定しています。

1. 各都道府県における飲食店の見回り調査の実態調査

各都道府県における飲食店の見回り調査の4月4日(日)までの実績を、別紙1のフォーマットに基づき、4月6日(火)までに報告をお願いします。その後、2週間毎に各週日曜日までの実績について、更新の報告をお願いします。報告いただくタイミングは、週明けの翌々営業日とします(例:まずは、4月5日(月)～4月18日(日)の実績を4月20日

(火)に報告。)

見回り調査の際、最低限、下記の項目について確認を行い、その遵守状況をあわせてご報告ください。

- ・ アクリル板等（パーティション）の設置（又は座席の間隔の確保）
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底

また、見回り調査を行う際には、別紙2「飲食の場における新型コロナウイルス感染症防止対策宣言～取組の5つのポイント～」及び別紙3「飲食の場におけるコロナ感染症対策のお知らせ」を配布するよう努めてください。

2. 各都道府県における認定制度の運用状況の調査

各都道府県における飲食店の感染防止対策の遵守状況に係る認定制度の運用状況について、4月4日（日）までの実績を、別紙4のフォーマットに基づき、4月6日（火）までに報告をお願いします。その後、1.と同様のタイミングで2週間毎に更新の報告をお願いします。

3. その他

各都道府県は、見回り調査及び認定制度の担当者の所属部署、氏名及び連絡先を1.及び2.の調査と併せて、4月6日（火）までにご報告ください。